

## 宇部市ふれあいセンターの使用料免除・商行為に関する基準

### ○使用料免除についての基本的な考え方

- ・公の施設は、施設を利用される方から等しく負担（使用料）をいただくことで運用しなければならないものであるが、例外的にその負担を軽減する必要があると認める場合に、その使用料を免除することができる。
- ・地域の拠点である施設の性格を踏まえ、地域づくりに寄与する公益性の高い活動を支援するという観点から、免除となるケースを整理する。
- ・自主運営の教室等、使用団体の性質が趣味趣向の内容で、構成員のみを対象とした活動は原則、有料とする。

### 1 使用料免除の基準

#### (1) 「市や市の執行機関が主催又は共催する行事等」

以下も含む

ア 市からの委託事業

例) 学童保育、子育てサークル等

イ 市及び関係行政機関が行政目的のために使用する

例) 小中学校、公立保育園 等

#### (2) 地域団体が、地域住民のために行う公益に資する活動のために使用するとき。

地域の拠点となるふれあいセンターの性格を踏まえ、地域課題の解決、地域活性化、地域住民の福祉の向上に取り組む地域団体の活動で使用する場合は免除とする。

#### (地域団体)

- ① 地域運営組織、コミュニティ推進（運営）協議会（以下「コミュニティ推進協議会等」という。）及びその構成団体（規約等で確認。地域づくりに参画する団体との位置づけ）

※コミュニティ推進協議会等の構成団体 例

自治会連合会、環境衛生連合会、子ども会育成連絡協議会、ごみ減量等推進員、老人クラブ  
社会福祉協議会、福祉委員会、民生児童委員、公民館運営審議会、郷土史研究会、  
交通安全推進員連絡協議会、交通安全婦人部会、消防団、体育推進員連絡協議会、  
ふれあい運動推進員会、中学校 P T A、小学校 P T A、人権教育推進委員協議会、  
婦人部連合会、自主防災会、社会教育推進委員会、まちづくりサークル、母子保健推進員会、  
母親クラブ、防犯連絡所指導員協議会、子ども委員会 等

- ② 地域を単位として組織される①に準ずる団体

(団体条件) 規約が整備され、目的・活動内容が地域の利益に資する。

団体の性格が趣味趣向のものではない。

## (地域住民)

小学校区を単位とするコミュニティ地域内の住民

## (公益に資する活動)

◇**地域コミュニティの運営、地域課題の解決や活性化に向けて、不特定多数の地域住民を対象とする地域の利益につながる活動**

- ① 不特定多数の地域住民を対象
  - ア 地域全体を対象とした活動である。(自治会等の範囲内でも良い)
  - イ 地域住民に参加の機会が開かれている。(構成員のみを対象としない)  
広く地域に対して募集を行っている。いつでも参加が可能な状況にある。
- ② 地域の利益・・・地域の課題解決、活性化、地域住民の福祉向上

## ◎免除対象となる活動 (例)

### ア コミュニティ推進協議会等の活動として計画されている行事等

- ・校区祭り、文化祭、新年互礼会 等

### イ 地域団体が行う総会や役員会等の各種会議

- ・飲食のみを目的とした利用ではない。

### ウ 地域団体との共催事業

共催・・・行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。

- ・地域課題の解決、地域活性化、地域住民の福祉向上につながる内容である。
- ・地域住民に広く参加の機会が開かれている。地域向けに募集をしている。
- ・構成員のみを対象とした活動ではない。
- ・営利を目的としない。

例) NPO 法人とコミュニティが協働で行うコミュニティビジネス

JA とコミュニティ共催で広く地域住民に参加を呼びかけ開催する料理教室

**(3) 災害その他緊急やむを得ない理由により応急の用に使用するとき。**

火災等災害による避難所として使用する場合など

**(4) その他市長が公益上特に必要があると認めるとき。**

**① 国、県、市等の使用に準ずる使用**

ア 市等から委嘱を受けている個人、団体等の活動で委嘱を受けた業務での使用

例) 消防団、食生活改善推進委員、保護司会、母子保健推進員 等

イ 国、県、市に代わって公共事業を行う公共団体

例) 土地改良区（法令に基づいて存立された法人で、目的に公共性があり、かつ、公権力行使の機能があり、目的遂行が義務）

ウ 国や県及びその関係機関が住民を対象に行う使用（確定申告、就労相談等）

エ 市以外が行う隣保事業及び各種人権問題の解決を目的として組織された団体等が、その目的に沿って使用する場合

※人権関係団体…設立の目的や構成員、活動実績等を踏まえ、人権担当部署で確認する。

**② その他、使用料免除を適用する場合の考え方**

○ 地域住民で構成する団体・グループで、活動内容等から公益性があると判断される場合

・コミュニティ推進協議会や地域団体との連携・協働が認められる活動など

例) 地域団体の有志が行うサロンで、所属する地域団体の活動として位置づけられる。  
学校からの要望により、広く地域の子供向けに開催する行事等

**※(4)①～②の共通事項**

**免除に該当する行事に関係する会議での利用は免除**

新たな利用形態等については、下記視点により適宜、判断する。

◎地域団体が行う不特定多数の地域住民の利益につながる活動である  
(個人に効果が帰属する趣味趣向の活動ではない)

## 2 商行為に関する基準

営利団体による使用は、商行為として取り扱う。

### (1) 営利団体について

#### ① 営利団体の範囲

株式会社、有限会社、個人商店等のほか、講師等が自ら生徒・受講者を募集し、月謝により指導する学習塾や教室等その他これらに類するものを経営する者についても営利を目的とする団体とみなす。

※ 書道や生花、珠算、空手、ダンス等の習い事の経営をしている場合も対象

(講師等が自ら主催し、月謝(実費以上の負担)を徴している。また、他の場所でも同様に開催している。)

※ 商工会議所、生活協同組合、農業協同組合、労働組合、NPO 法人、公益財団法人、公益社団法人など公共的活動を営む団体は、非営利団体として取り扱う。

#### ② 判断方法

使用申請時に、当該使用を申請する団体が営利非営利のいずれに該当するかは、必要に応じて「団体等概要書」の提出を求め、使用申請者(団体)の種類、当該申請にかかる使用者や参加者等の範囲、会費・参加費等徴収の有無や過去の使用申請等と併せ判断する。

### (2) 営利使用(商行為)・非営利使用(通常料金)の判断基準

#### ○ 営利使用(商行為)の範囲

ア 株式会社、有限会社、個人商店等の営利団体の使用

イ 非営利団体が行う物販行為や勧誘行為など、直接収益に結びつく使用

※ア・イの例外として、地域を対象とした公益に資する活動で、以下に該当する場合には、非営利使用(通常料金)を適用する。

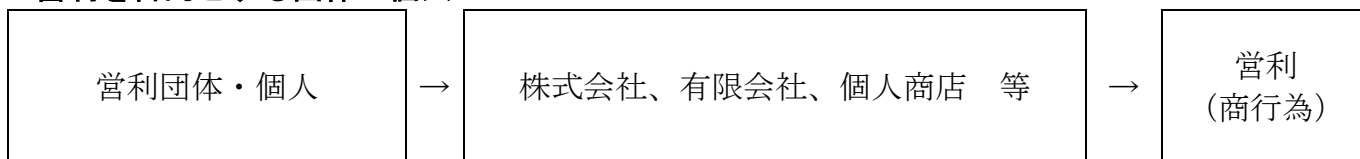
- ・ 広く地域住民が参加できる(参加募集を行っている等)
- ・ 参加者の負担が実費相当の範囲内である
- ・ 自社等の利益、宣伝、広告を目的としない
- ・ 地域団体との共催事業である

## 〈参考資料〉

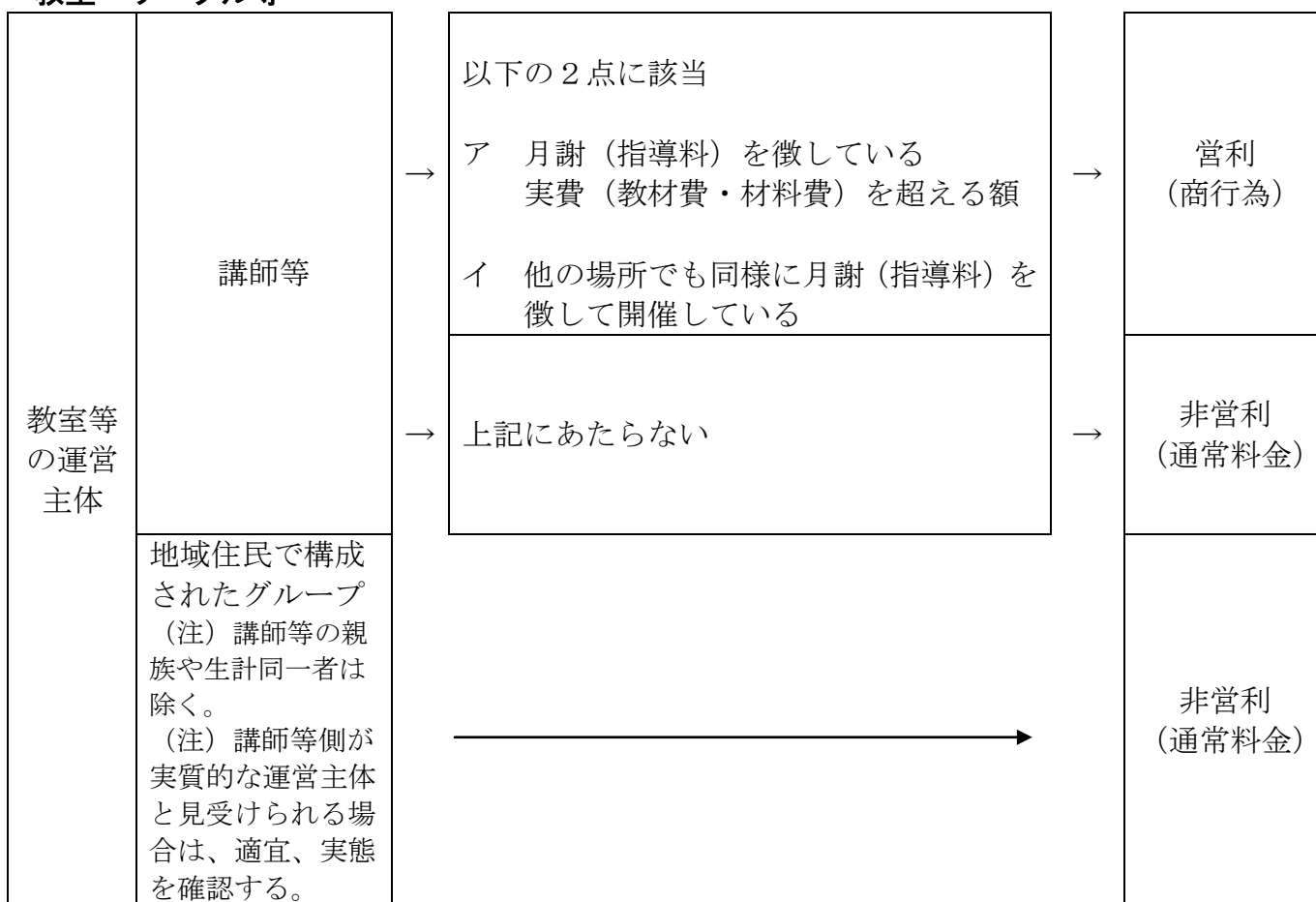
### ◎商行為の判断フロー

営利が疑われる内容が認められる場合は、その都度、詳細を確認する。

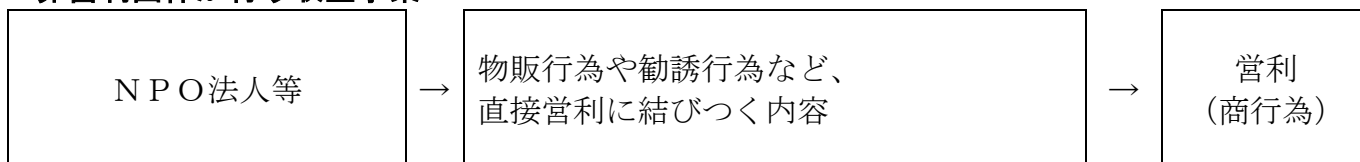
#### 1 営利を目的とする団体・個人



#### 2 教室・サークル等



#### 3 非営利団体が行う収益事業



## 【免除に関する事例】

○地域団体が、地域住民のために行う公益に資する活動のために使用するとき。

使用内容
○地域団体が行う総会や役員会議
○老人クラブ等地域団体が広く地域住民向けに参加を呼びかけて開催するサロンや教室等
○単位自治会・子ども会等が行う団体としての活動。
○宇部市自治会連合会などの地域団体の上部組織による会議。
○地域に開かれた会、又は行事等に伴い付随的に飲食が伴う利用
○子ども委員会が広く地域住民向けに参加を呼びかけて開催する行事

○市や市の執行機関が主催又は共催する行事等

使用内容
○食生活改善推進員の利用 市から委嘱を受けた推進員による活動で、委嘱を受けた業務に関連するものに限る。主催の料理教室など
○母子保健推進員の利用 市から委嘱を受けた推進員による活動。協議会主催の子育てサークルなど
○保護司会の利用 国から委嘱を受けた保護司による公益的活動であり、地域を対象。
○土地改良区の会議 土地改良法を根拠に行政に代わり土地改良事業を行う公共団体（農水省HPより）
○ハローワークが行う就労相談窓口
○税務署による確定申告窓口
○小・中学校や公立保育園の活動の一環としての利用
○市から委託を受けている学童保育、子育てサークル、国保の委託事業として開催する料理教室
○消防団の利用
○人権関係団体による地域住民向けの人権学習会
○山口県採石協会による地域住民に向けた地域内の鉱害に関連する利用

## ○その他市長が公益上特に必要があると認めるとき

使用内容
○校区の祭りのための準備で使用する場合
○地域団体との協働で開催する自主子育てサークルの使用
○市に登録している公園ボランティアの活動目的に沿った使用

## ○原則、有料となる場合

使用内容
○自主運営の教室、サークル等
○政治団体や宗教団体
○市外の団体・住民のみによる利用
○総合型地域スポーツクラブ
○マンション管理組合
○スポーツ少年団
○遺族会
○猟友会（市の委託事業での利用除く。）
○保育園、幼稚園の保護者の会
○禁酒団体
○年金者連盟
○農事組合
○水利組合
○墓地管理組合
○農業協同組合、労働組合、NPO 法人等非営利団体
○同窓会

## ○商行為について

営利団体による使用は、原則として商行為として取り扱う。

また、非営利団体が収益目的に使用する場合（物販行為、勧誘行為）についても該当する。

使用内容
○社内会議、社員研修、採用試験等、社員向けの利用は商行為。 ただし、研修のテーマが業務と関係ない社会全体に共通する福祉や人権に関する内容であれば通常料金
○物販や商品展示会・説明会、自社事業や商品等に係る講座等は商行為
○各教室等については、運営主体が講師等で、実費を超える月謝や他の場所で同様の営利目的の活動商行為
○教室等の運営主体が地域住民で構成されたグループである場合は非営利使用（通常料金） 実質的な運営主体が講師等と見受けられる場合は、適宜、確認する。
○非営利団体の使用の場合でも、単なる物販行為・保険等の勧誘行為であれば商行為
○公益財団法人主催の教室等は営利団体ではないため商行為ではない
○営利団体等については、コミュニティの構成団体であっても、団体の利益・宣伝につながる内容は商行為